

写

総コ推第29号
平成29年5月30日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市長 伏見 隆 

諮問第590号

結婚新生活支援事業における補助金交付事務に係る個人情報の電算処理について（諮問）

結婚新生活支援事業における補助金交付事務に係る個人情報を、下記のとおり電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項の規定により諮問いたします。

記

1 目的

妊娠・出産、子育て期に加え、それ以前の段階である結婚期も含めた切れ目のない支援を行うことにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、少子化対策に資することを目的として、平成29年6月から、新たに婚姻した世帯の住居費や引越し費用を補助する制度（※世帯所得が一定以下の世帯を対象とし、交付金額は一世帯当たり30万円を上限。）を開始します。

本制度は、夫婦のいずれも過去に本補助金及び三世代家族・定住促進補助金の交付を受けていないことを交付要件としています。

このことから、本制度の申込者と三世代家族・定住促進補助金の交付申請者に関する情報を把握することが必要であり、当該情報を電算処理することで、事務の効率化を図るものです。

なお、三世代家族・定住促進補助金の交付事務に係る個人情報の電算処理については、平成28年8月29日付け諮問第544号により、貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。

2 電算処理する個人情報の項目

別表のとおり。

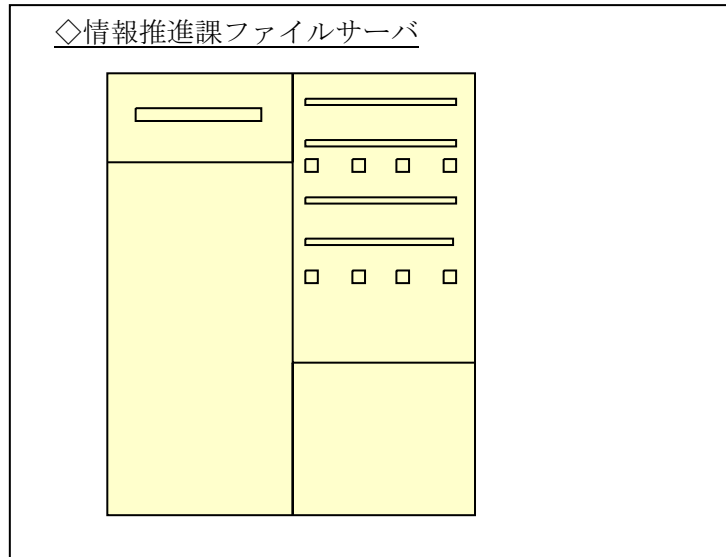
3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

諮問第590号 別表

申込者及び配偶者に関する情報	氏名
	生年月日
	住所
	電話番号
補助金に関する情報	申込年月日
	交付決定及び額確定日
	交付決定額
	交付が完了しているか否か
補助金の振込口座に関する情報	金融機関名
	支店名
	預金種別
	口座番号
	口座名義

結婚新生活支援事業における補助金交付事務に係る個人情報の流れ



※サーバ側のみでデータ管理し、クライアント（端末機）側には、個人情報を保持しません。

情報推進課所管のマシンルーム（サーバ専用室）

